



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 5月17日

豊 田 市 長 殿

提出者

住 所 愛知県豊田市桑原町中山型19番6

氏 名 稲武生 和 株式会社

代表取締役 藤 和

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0565-82-2508

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	稲武生コンクリート株式会社
事業場の所在地	愛知県豊田市桑原町中山型19番6
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造・販売業
②事業の規模	年間製造品出荷額 4億円
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・戻りコンクリート等 → がれき類(コンクリート塊) → 中間処理工場へ搬送 → 破碎処理等 → 再利用 ・生コン車等の洗い水 → 分別 → コンクリートにスラッジ水を再利用 分別後のがれき類は中間処理工場へ搬送 → 再利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 当社の公害防止組織図

公害防止統括者 (社長: 安藤和央)

統括者の代理者 (専務: 安藤光一)

各公害防止担当者 (産業廃棄物処理担当者)

産業廃棄物中間処理施設技術管理者

各係員 (生産課)

輸送関係
骨材納入業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート塊)	洗浄水 (スラッジ水)
	排 出 量	2482 t	1100 t
	(これまでに実施した取組) ・ 戻りコンクリート等 → がれき類 (コンクリート塊) → 中間処理工場へ搬送 → 破碎処理等 → 再利用 ・ 生コン車等の洗い水 → 分別 → コンクリートにスラッジ水を再利用 分別後のがれき類は中間処理工場へ搬送 → 再利用		
② 計画	【目標】 (令和 7年度)		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート塊)	洗浄水 (スラッジ水)
	排 出 量	2300 t	1200 t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の発生は、購入者の注文量と使用状況により増減するので、単純に比較できないが購入者に注文量を適切にするよう要望し、減量を図っている。 生コン車洗浄により発生するスラッジ水は、分別し、再生利用している。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生コン車等の洗い水 → 分別 → コンクリートにスラッジ水を再利用 分別後のがれき類は中間処理工場へ搬送 → 再利用
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生コン車等の洗い水 → 分別 → コンクリートにスラッジ水を再利用 分別後のがれき類は中間処理工場へ搬送 → 再利用

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	生コン車等の洗い水	戻りコンクリート
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1100 t	200 t
	（これまでに実施した取組） 生コン車等の洗い水をコンクリート用練り混ぜ水として再利用 戻りコンクリートをブロックに再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	生コン車等の洗い水	戻りコンクリート
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1200 t	200 t
	（今後実施する予定の取組） 生コン車等の洗い水をコンクリート用練り混ぜ水として再利用 戻りコンクリートをブロックに再利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート塊）	
	全 処 理 委 託 量	2482 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2282 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	戻りコンクリートでブロックを作成し、再利用する。 （戻りコンクリート200 tをブロックとして再利用）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート塊）	
	全処理委託量	2300 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 産業廃棄物の発生は、購入者の注文量と使用状況により増減するので、購入者に注文量を適切にするよう要望し、減量を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。